

令和 6 年度事業計画

自 令和 6 年 7 月 1 日

至 令和 7 年 6 月 30 日

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の流行も、ようやく一段落し、新型コロナウイルス感染症の扱いが、法律に基づく管理から、個人・事業者の自主的な取組を基本とする扱いへと変更になったことから、基本的な感染対策を行いながらではありますが、ほぼコロナ禍前の日常に戻った日々を実感しております。そのような中、「時代の転換点」とも言える内外の歴史的・構造的な変化と課題の克服に向け、官民が連携して重点的な投資と規制・制度改革を計画的に実施することにより、変化に対して経済社会の構造を強靱で持続可能なものに変革し、デジタル化・国土強靱化・経済社会改革等を推進していく国の方針が示されております。デジタル化の推進につきましては、地方公共団体情報システム標準化基本方針が策定され、システムの統一・標準化を推進し、国民がデジタル化の便益を享受できる環境を整備するとされていることから、協会をとりまく環境も大きな変革期に差し掛かっていると思われます。協会としての根幹は変わることなく、今後、新しい施策に対応しながら、益々社会から必要とされ、選択される公益法人であり続けるため、より一層の努力と研鑽を重ね続ける必要があります。

当協会は、変化していく社会に遅れることなく、社会から必要とされる業界として更に発展するためには、土地家屋調査士業務の拡大は喫緊の課題であり、その中において、業務の中心である嘱託登記関連業務の適正・迅速な業務処理による発注官公署との信頼関係構築は、なくてはならない重点課題であります。官公署が行う様々な公共事業において、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、積極的に関与し、官公署等の実施する事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の円滑な実施に寄与するという役割を担うことにより、その存在意義が高まるものと考えます。

あらためて公益法人としての協会の設立目的・趣旨を鑑みて、環境・法体系等の変化に対応しながら、社会的使命及び責任の重さを十分に自覚し、官公署へ様々な提言・協力を行い、公益目的事業を実施することが、社会貢献に繋がることを念頭に活動を行ってまいります。

- 1 業務受託・管理体制のさらなる充実及び検討
- 2 地図整備事業等大規模事業への取り組み
- 3 官公署への相談業務・啓発・広報活動の充実
- 4 研修体制の拡充、検討
- 5 公益社団法人としての会務運営の適正化